

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年2月17日

【発行者名】 日本プライムリアルティ投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 城崎 好浩

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲一丁目4番16号

【事務連絡者氏名】 株式会社東京建物リアルティ・インベストメント・マネジメント
取締役財務経営本部長 埜村 佳永

【連絡場所】 東京都中央区八重洲一丁目4番16号

【電話番号】 03-3231-1051

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

日本プライムリアルティ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の主要な関係法人の異動が、2025年2月17日開催の本投資法人の役員会において以下のとおり決定されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 異動があった主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

①主要な関係法人となることが決定された法人

(ア) 名称

みずほ証券株式会社

(イ) 資本金の額

1,251億円（2024年9月30日現在）

(ウ) 関係業務の概要

本投資法人による自己の投資口の取得に関する事務（取引一任契約に基づく自己投資口の市場買付に関する事務）

(2) 異動の理由及びその年月日

①異動の理由

本投資法人は、2025年2月17日開催の役員会において、取得し得る投資口の総数を14,000口（上限）、投資口の取得価額の総額を4,000百万円（上限）、取得期間（買付期間）を2025年2月18日から2025年6月13日までとする自己投資口の取得（以下「本自己投資口取得」といいます。）について決議し、併せて、本自己投資口取得のための市場買付に係る取引一任契約をみずほ証券株式会社との間で締結し、自己の投資口の取得に関する事務を委託することを決定しました。これに伴い、本投資法人の一般事務受託者に異動が生ずることとなったものです。

②異動の年月日

2025年2月17日

なお、買付期間の末日が経過（取得し得る投資口総数の上限口数から、みずほ証券株式会社が買い付けた対象投資口の累積合計数を控除した残数が対象投資口の最小売買単位未満となったとき、及び、取得価額総額の上限から、みずほ証券株式会社が買い付けた対象投資口の累積合計数を控除した残数が対象投資口の最小売買単位に係る直近の終値未満となったときを含みます。）した時点で、取引一任契約は終了し、以後、みずほ証券株式会社は一般事務受託者に該当しないこととなります。